

7月は“社会を明るくする運動”の強調月間です。
本運動推進に向けた内閣総理大臣のメッセージをご紹介します。

第66回 “社会を明るくする運動” ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～ の推進に当たってのお願い

“社会を明るくする運動”は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と、あやまちを犯した人の立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。

犯罪や非行のない社会をつくることは、全ての国民が活躍することのできる国づくりの礎です。そのためには、あやまちを犯した人が、二度と同じあやまちを繰り返すことなく立ち直ることができるよう、地域の中で、適切な「仕事」や「居場所」などの生活基盤を確保することが大切です。特に、薬物依存症等立ち直りに特に困難を抱える人の社会復帰には、官と民が協力し、息の長いケアを行うことが欠かせません。私自身、刑務所や更生保護施設を訪問させていただき、あやまちから立ち直ろうとする人たちの社会復帰のためには地域の皆様の支えが何より重要であることを実感いたしました。

政府においても、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を控え、「世界一安全な国、日本」をつくり上げるため、再犯防止対策に強力に取り組んでいるところであり、地域の皆様と一層幅広く、緊密に連携してまいりたいと考えております。

国民の皆様には、再犯防止、“社会を明るくする運動”の社会的意義を御理解いただき、犯罪のない幸福な社会づくりに取り組む決意のしるしである「幸福（しあわせ）の黄色い羽根」のもと、様々な分野から本運動に、多くの方々にご参加いただけますよう御協力をお願いいたします。

B型肝炎訴訟・稚内説明会

1. 実施日

平成28年7月17日（日）

2. 実施場所

稚内市保健福祉センター 1階
稚内市中央4丁目16番2号
電話：0162-23-4000

3. 説明会の内容

13:00	開場
13:30～14:15	全体説明会 相談会
14:30～15:30	個別相談

4. 説明会・個別相談、訴訟に関するお問い合わせ先

全国B型肝炎訴訟

北海道弁護士事務所

〒060-0042

札幌市中央区大通西12丁目

WEST12ビル4階

電話：011-231-1941

HP:<http://www.b-kan-sosho.jp/>

説明会にお越しになれない方でも、訴訟へ参加を希望される方、説明資料の送付を希望される方は、お気軽にお電話ください。

地域おこし協力隊通信

vol.8

幌延町に着任してあっという間に5ヶ月が経ちました。休日は、もっぱら釣りや山菜採りをして幌延町を満喫しております。釣りは、スポーツ公園にある三日月湖で雷魚やナマズを狙って奮闘しているのですが、釣れるのはウグイばかりです。今後は天塩川でイトウも狙っていきたいと思います。

5月12日に問寒別生涯学習センターで開かれた「Adina's ほんものCooking」のお手伝いをさせていただきました。化学調味料を一切使わず、素材の旨味を生かして作る料理教室で主婦の方々と子供たちが協力し合って料理されていました。その料理は「春のデトックスミネストローネ」、「全粒粉バナナクッキー」、「チョコレート」、「ローストオニオン」、「豆のペースト」で、皆さんと協力して作った料理は、大変美味しかったです。このようなイベントは地域の方と交流もでき、大切なことだと感じました。今後、協力隊が活動する上で、参考になるイベントのひとつでした。



▲料理教室中の写真です。

▼町ホームページ：協力隊コーナー「Base Town」／▼協力隊Facebook(URL：<https://www.facebook.com/horo.okoshitai/>)